

浄化センターにおける火災等対応特記仕様書 (業務委託, 請負工事共に適用)

新潟県が管理する流域下水道の終末処理場（以下「浄化センター」という.）において、設計・調査等の業務や土木・建築・機械・電気等の工事（以下「工事等」という.）を実施する場合は、本特記仕様書に十分留意することとする。

1 目的

浄化センターには様々な建物が存在し、地下構造物や閉鎖空間となる場所が多い。また、汚水を処理する過程での火災・有毒ガスの発生（以下「火災等」という.）が懸念される。さらに、供用中の建物内で多くの関係者が輻輳して工事等を実施するという特色がある。

このため、受注者自らの責に抛らない火災等に遭遇する可能性が否定できず、これらへ備えるための防災を図ることを目的とする。

2 事前準備

工事等の実施の前に原則として以下の事項を行うこと。

- (1) 当該浄化センターに常駐する（公財）新潟県下水道公社（以下「公社」という.）職員から火災等における避難行動を確認する
この際、新潟浄化センターには予防規程が存在するので、内容を確認する^{※1}
他の浄化センターにおいても、新潟浄化センターの予防規程を参考にすることが望ましい
- (2) 工事等を実施する場所からの避難経路を確認する
- (3) 騒音を伴う作業を行う場合は、公社の協力のもと火災報知機のサイレンを模擬鳴動させるなど、作業時においてもサイレンが聞こえることを確認する
もし、サイレンが聞こえにくい場合は、別途対策を講ずることとする^{※2}

3 緊急時連絡体制

受注者の責に抛らない火災等での対応のため、施工計画上の緊急時連絡体制と異なり、発注者から受注者への連絡となる。

作業従事者の確実な安否確認のため、発注者及び公社からの連絡体制を確実に構築するとともに、発注者又は公社から連絡があった場合の、下請負業者等関係者への連絡体制も確実に構築しておく。

※1 予防規程は、公社ホームページに掲載

※2 サイレンが聞こえにくい場合、誘導員を別途配置するとか、避難時間を十分確保することを見越した連続作業時間とすること等の対策が考えられる